

「2025 年度利用分量割戻し」の公告

2026 年 6 月 24 日の通常総代会において、2025 年度利用分量割戻しについて議決されましたので、定款第 80 条第5項の規定に基づき次のとおり公告します。

記

1 割戻しの額

373,336,620 円（受入共済掛金の 30%相当額）

2 割戻しの対象組合員

2026 年 3 月 31 日現在、火災共済事業を利用しており、継続して 2026 年 6 月 24 日において組合員である方

3 割戻しの方法及び期間等

(1) 継続契約をする場合の割戻し

2026 年 8 月 1 日から 2027 年 7 月 31 日までの継続契約の際、掛金に充当して割戻します。

(2) 継続契約をしない場合の割戻し

2026 年 6 月 24 日から 2029 年 3 月 31 日までに、2025 年度中に契約した契約証（領収書）を提示し請求した方に割戻します。

以上

2026 年 6 月 24 日

横浜市民共済生活協同組合
理事長 松原正之